



佐賀県公報

平成18年
4月19日
(水曜日)
第 12744号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があつた。
平成十八年四月十九日

佐賀県知事 古川 康

（印は、県例規集に登載するもの）

目 次

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の名称の変更（二九九・長寿社会課）一
(三〇〇・森林整備課)一
- 保安林予定森林
(三〇一・〃)二
- 佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例第十条の二第三号の規定に基づく施設
(三〇二・職員課)二

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
- 県有ビームラインBL1用ミラーの製作業務委託に係る一般競争入札

人 事 委 員 会 事 項

- | | | |
|--------------------------------|--------------------|----------|
| ○建築基準法に基づく道路の位置の指定
(規則・一一)六 | 人事委員会事項
(新産業課)三 | （県民協働課）三 |
| ○建築基準法に基づく道路の位置の指定
(規則・一一)六 | （建築住宅課）六 | （新産業課）三 |

サ ー ビ ス の 種 類	名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
	指 定 短 期 入 所	生 活 介 護		
新	唐津市特別養護老人ホーム ちぐさの	唐津市北波多田中九〇 七番地一	唐津市北波多田中九〇	平成一八・四・一
旧	唐津市特別養護老人ホーム ちぐさのショートステイ			

○佐賀県告示第三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により保安林の指定をするため、次の森林を保安林予定森林とする。

平成十八年四月十九日

佐賀県知事 古川 康

一 保 安 林 予 定 森 林 の 所 在 場 所

三養基郡基山町大字小倉字大久保二四四六の一、二四六〇の一から二四六〇の三まで、二四六一、二四六四、二四六五の一、二四六五の二、二四六六、二四六七の五から二四六七の七まで、二四六八、二四六九、二五一〇、二五一、二五一三の一から二五一三の三まで、字車道二五一八、二五一九の一、二五一九の二、二五二〇から二五二二まで、字北帝二五二三、二五二五、二五二六、二五二八から二五三四まで、二五三六の一、二五三七、二五三八の一、二五三八の二、二五四〇、字坊住二五四三の一、二五四三の三、二五四から二五四七まで、二五四九、二五五〇、二五五一の一、二五五一の二、二五五二、二五五三の二、字丸林二五五八、二五六〇、二六二三

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱

○ 告 示

- 佐賀県告示第二百九十九号

二 指定の目的

三 公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び基山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第三百一号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十八年四月十九日

佐賀県知事 古川康

一 保安林予定森林の所在場所

三養基郡基山町大字小倉字長葉山二一三七の六、二一三七の七、二一三七

の九、字金敷二一七三の二、字大久保二四四六の一、二四六〇の一から二四

六〇の三まで、二四六一、二四六四、二四六五の一、二四六五の二、二四六

六、二四六七の五から二四六七の七まで、二四六八、二四六九、二五一〇、

二五一、二五一三の一から二五一三の三まで、字車道二五一八、二五一九

の一、二五一九の二、二五二〇から二五二二まで、字北帝二五二三、二五二

五、二五二六、二五二八から二五三四まで、二五三六の一、二五三七、二五

三八の一、二五三八の二、二五四〇、字坊住二五四三の一、二五四三の

二五四四から二五四七まで、二五四九、二五五〇、二五五一の一、

二五五一の二、二五五二、二五五三の二、字丸林二五五八、二五六〇、

二五二六、二五二八から二五三四まで、字北帝二五二三、二五二

五、二五二六、二五二八から二五三四まで、二五三六の一、二五三七、二五

●佐賀県告示第三百二号

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び基山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(一) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大久保二四四六の一、二四六〇の一から二四六〇の三まで、二四六

一、二四六四、二四六五の一、二四六五の二、二四六六、二四六七の五

から二四六七の七まで、二四六八、二四六九、二五一〇、二五一、二

五一三の一から二五一三の三まで、字車道二五一八、二五一九の一、二

五一九の二、二五二〇から二五二二まで、字北帝二五二三、二五二五、

二五二六、二五二八から二五三四まで、二五三六の一、二五三七、二五

三八の一、二五三八の二、二五四〇、字坊住二五四三の一、二五四三の

三、二五四四から二五四七まで、二五四九、二五五〇、二五五一の一、

二五五一の二、二五五二、二五五三の二、字丸林二五五八、二五六〇、

二六二三

(二) 指定施業要件

二 指定の目的
水源のかん養

(一) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大久保二四四六の一、二四六〇の一から二四六〇の三まで、二四六

一、二四六四、二四六五の一、二四六五の二、二四六六、二四六七の五

から二四六七の七まで、二四六八、二四六九、二五一〇、二五一、二

五一三の一から二五一三の三まで、字車道二五一八、二五一九の一、二

五一九の二、二五二〇から二五二二まで、字北帝二五二三、二五二五、

二五二六、二五二八から二五三四まで、二五三六の一、二五三七、二五

三八の一、二五三八の二、二五四〇、字坊住二五四三の一、二五四三の

三、二五四四から二五四七まで、二五四九、二五五〇、二五五一の一、

二五五一の二、二五五二、二五五三の二、字丸林二五五八、二五六〇、

二六二三

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年佐賀県条例第三十九号。以下「条例」という。）第十条の二第三号の規定に基づき、知事が定める施設を次のように定め、平成十八年十月一日から

適用する。

なお、佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第二号の規定に基づく施設（平成八年佐賀県告示第三四五号）は、平成十八年九月三十日限り廃止する。

平成十八年四月十九日

佐賀県知事 古川 康

条例第十条の二第三号の知事が定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百二十一号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム

二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条に規定する施設（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要として、かつ、居宅においてそれを受けないことが困難な被爆者を入所させ、養護することを目的とする施設に限る。）

三 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項第一号に規定する被災労働者の受けける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設（同法に基づく年金たる保険給付を受給しない、かつ、居宅における介護を受けない人が困難な者を入れ所せしや、当該者に対し必要な介護を提供する施設に限る。）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年4月19日

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 平野重愛

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

県有ビームラインBL1用ミラーの製作業務委託 一式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年6月5日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年4月19日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日
平成18年4月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人
(1) 名称 特定非営利活動法人江北なごむの里
(2) 代表者の氏名 江頭津和子
(3) 主たる事務所の所在地
佐賀県杵島郡江北町大字惣領分1473番地口

(4) 定款に記載された目的
この法人は、自立した生活を送ることが困難な人に対して、福祉のサービスに関する事業を通じて、安心して暮らして行くことのできる、地域社会の構築に努力し福祉の増進に寄与することを目的とする。

○ 公報

(5) 入札方法	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称	郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号	佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話0952-257129
3 入札参加資格及び条件	<p>(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。</p> <p>(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できることと認められること。</p> <p>(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。</p>	
4 入札説明書の交付及び契約条項の提示	<p>(1) 期間 平成18年5月8日まで</p> <p>(2) 場所 上記2の部局</p>	
5 入札者に求められる義務	<p>(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成18年5月8日16時までに上記2の部局に提出すること。</p> <p>(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたとき</p>	
は、これに応じなければならない。		
6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法	<p>(1) 場所 上記2の部局</p> <p>(2) 期限 平成18年5月19日17時（必着）</p> <p>(3) 提出方法 書留郵便とすること。</p>	
7 持参による入札書の提出の場所及び期限	<p>(1) 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 新行政棟91号南会議室</p> <p>(2) 期限 平成18年5月22日10時</p>	
8 開札の場所及び日時	<p>(1) 場所 上記7の(1)の場所</p> <p>(2) 日時 平成18年5月22日10時</p>	
9 入札保証金及び契約保証金	<p>(1) 入札保証金 ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。</p> <p>イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができる。</p> <p>（ア）国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）</p> <p>（イ）日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は</p>	

	<p>登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額</p> <p>(イ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。）券面金額</p> <p>(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形　券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市场における手形の割引率によって割り引いて得た金額）</p> <p>(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権　債権証書に記載された金額</p> <p>(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証　その保証する金額</p> <p>ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付等が免除される。</p> <p>(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>(イ) 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国（公団又は特定放射光施設の公用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）第8条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けていた法人を含む。）又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合</p> <p>(2) 契約保証金</p> <p>ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。</p> <p>イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記イの各号に掲げる価値の担保を供することができる。</p> <p>ウ 次の場合は、契約保証金の納付が免除される。</p>
10	<p>入札の無効</p> <p>次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者</p> <p>(2) 当該競争について不正行為を行った者</p> <p>(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>(4) 1人で2以上の入札をした者</p> <p>(5) 代理人でその資格のないもの</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者</p> <p>11 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であるときは、その者を落札者としないことがある。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これ</p>

に代えて、入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年4月19日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定定位	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
1	小城市小城町字西小路197番 4、197番6及び201番10	平成18年4月5日	4.00	45.50

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○人事委員会事項

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成十八年四月十九日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

管理職員等の範囲を次のように改正する。

●佐賀県人事委員会規則第二十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

会事務局の項中「主査」の下に「副主査」を加え、同表の現地機関の職員研修所の項中「職員研修所」を「自治修習所」に改め、同表の現地機関の項中「保健所」所長 副所長 総務課長 人事担当の課長」を

保健所	所長	副所長	総務課長	人事担当の課長
福祉事務所	所長	副所長	地域福祉課長	

「保健福祉事務所 所長 保健監 福祉監 副所長 企画経営課長」に改め、同表の現地機関の労政事務所の項及び建設技術センターの項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○公安委員会事項

●佐賀県公安委員会告示第11号

佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十八年佐賀県公安委員会規則第五号）第三条に規定する電子情報組織を使用して行わせ、又は行つ」ととする手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日は、次のとおりとする。

平成十八年四月十九日

佐賀県公安委員会

委員長 檜垣南治子

一 手続等の根拠となる法令の名称及び条項

名 称	条 項
古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）	第十八条第二項
質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）	第四条第二項（長期休業に係る部分に限る。）、第八条第三項及び第十五条第二項
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年第五条の三第三項（届出に係る部分に限	

法律第六回印)	Q°)、第七条第二項(鹿田に係る部分に 限る)、第九条の四第二項、第十条の八 第四項及び第二十三項	佐賀市大財一丁目5番60号	佐賀市の大財一丁目5番60号	ら駅前中央三丁目まで、神野東一丁目から神 野東四丁目まで、中央本町、吳服元町、愛敬 町
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和 三十三年總理府令第十六号)	第三条第五項(第二条の二)第三項における て準用する場合を除く)、第五条第二項 及び第十一条の十六	野口 力 佐賀 義治 神埼市神埼町本堀3263番地	野口 力 佐賀 義治 神埼市神埼町本堀3263番地	神埼市のうち神埼町(田道ヶ里、神埼、本堀) 吉野ヶ里町のうち吉田(字目達原)、立野 (字苦野)
指定射撃場の指定に関する内閣府令(昭 和三十七年總理府令第四十六号)	第十二三条	佐藤 定昭 鳥栖市本町一丁目880番地4	鳥栖市のうち、本町、大正町、本鳥栖町、京 町、本通町、東町、元町、曾根崎町	鳥栖市のうち、本町、大正町、本鳥栖町、京 町、本通町、東町、元町、曾根崎町
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に 関する法律施行規則(昭和六十年国家公 安委員会規則第一回印)	第十二十四条第二項	田中 豊和 小城市小城町115番地4	小城市的うち小城町(本町、岡町、北小路、 蛭子町、下町)	小城市的うち小城町(本町、岡町、北小路、 蛭子町、下町)
暴力団員による不法行為の防止等に關 する法律施行規則(平成三年国家公安委 員会規則第十回印)	第十七条第一項	南里 保和 多久市北多久町大字小侍2266番地2	多久市のうち牛津町(上砥川、下砥川)	多久市のうち牛津町(上砥川、下砥川)
古物営業法施行規則(平成七年国家公安 委員会規則第十回印)	第九条第一項(経由警察署長が認定する 様の部分に限る)	山本 茂雄 多久市北多久町大字小侍2268番地2	唐津市竹木場5285番地21 丸山 茂夫 唐津市長谷57番地	唐津市のうち、西城内、南城内、北城内、大 名小路、材木町、十人町、魚屋町、吳服町、 中町、京町、本町、木綿町、刀町、町田、高 砂町、紺屋町、米屋町
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に關する法律(昭和23年法律第122号)	伊万里市大坪町丙1595番地2	中村 重徳 伊万里市大坪町丙1595番地2	伊万里市のうち、伊万里町、立花町、蓮池町、 新天町、二里町	伊万里市のうち、伊万里町、立花町、蓮池町、 新天町、二里町
第38条第一項の規定により、平成18年4月1日付けで少年指導委員を次のとお り委嘱した。	宇津上慶子 武雄市武雄町大字富岡7713番地5 堤 勝信 武雄市武雄町大字富岡7673番地	武雄市のうち、武雄町	武雄市のうち、武雄町	武雄市のうち、武雄町
平成18年4月19日	佐賀県公安委員会	久原 啓司 杵島郡白石町大字福田1983番地1 小野 满義 杵島郡白石町大字築524番地	白石町のうち、大字福田、大字福吉	白石町のうち、大字福田、大字福吉
氏名及び住所	活動の区域	佐賀市のうち、松原一丁目から松原四丁目ま で、天神一丁目から天神三丁目まで、大財一 丁目から大財六丁目まで、水ヶ江一丁目から 水ヶ江六丁目まで、唐人一丁目、唐人二丁目、 白山一丁目、白山二丁目、駅前中央一丁目か	松枝 憲義 鹿島市浜町甲1491番地1 小川 澄寛 鹿島市大字高津原3920番地	鹿島市のうち、大字高津原
高森 佑一 佐賀市松原四丁目6番7号	委員長 檜 垣 南治子			
井手 富子 佐賀市白山一丁目2番12号				
小城原 直				

購読料
申込先
佐賀県経営支援本部総務法制課
一か年二八、八〇〇円(送料共)

平成十八年四月十九日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川康行

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷

藤松 義將 鹿島市大字高津原3891番地2	嬉野市のうち、嬉野町(大字下宿)
廣川 滋 嬉野市嬉野町大字下宿丙2320番地14	